

検査内容変更および中止のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、下記に掲げる検査項目におきまして、検査内容の変更および検査受託を中止させていただきたくご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

■実施日 平成30年 3月 31日(土)ご依頼分より

■変更項目および変更内容

案内書 掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	現	備考
95		ADAMTS13活性	判断料 実施料	血液*1 400点	未記載	測定委託先にお ける変更のため。
			基準値	0.10 IU/mL以上*2 (10%以上)*2 (TTP判定基準*3) ※健常者参考値: 0.78 IU/mL以上 (78%以上)	0.78~1.57 IU/mL (健常者参考値)	
			単位	IU/mL及び%	IU/mL	
			所要日数	5~7日	5~6日*4	
			報告形態	国際単位表示 %単位表示	国際単位表示	
			報告下限	0.01 IU/mL未満 (1%未満)	0.005 IU/mL未満	
			報告上限	1.01 IU/mL以上 (101%以上)	9,990,000 IU/mL以上*4	
報告桁数	国際単位表示: 小数2位 %単位表示:整数	小数3位				

*1~4:裏面に記載

裏面もご確認ください

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。

■実施日 平成30年 3月 31日(土)ご依頼分より

■変更項目および変更内容

案内書掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	現	備考
95		ADAMTS13 インヒビター定量	判断料 実施料	血液*1 600点	未収載	測定委託先にお ける変更のため。
			所要日数	5~7日	5~6日*4	

- *1 本年4月1日から検体検査実施料が適用されます。
- *2 測定値が0.10 IU/mL未満(10%未満)の場合は、TTPと判定されます。
- *3 血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)
- *4 本年3月31日から所要日数と報告上限を変更する旨をご案内(Topics of medic No. 300201)していましたが、改めて変更させていただきます。
また、1月4日以降、測定値が、1.01IU/mL以上の場合、希釈再検してご報告する旨ご案内しましたが、希釈対応も中止し1.01IU/mL以上でご報告致します。
検体量・検査方法等の検査要項に変更はございません。

■最終受付日 平成30年 3月 30日(金)ご依頼分をもって受託中止

■検査受託中止項目

案内書掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	備考	代替項目
95		ADAMTS13 インヒビター定性	測定委託先における検査 受託中止のため。	ADAMTS13インヒビター定量

■実施料の算定備考

厚生労働省保険局医療課／医科診療報酬点数表に関する事項より(平成30年3月5日版より抜粋)

D006 出血・凝固検査

(10)ADAMTS13活性

- ア「34」のADAMTS13活性は、他に原因を認めない血小板減少を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。
- イ 血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者またはその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11)ADAMTS13インヒビター

- ア「35」のADAMTS13インヒビターは、ADAMTS13活性の著減を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。
- イ 後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。